

発起人総会は大正3年9月15日午後5時30分より京橋区築地精養軒において古市公威氏座長となり、座長より定款及び規則案作成の次第を説明し、ただちに議事に付しいずれも原案どおり可決し、ついで役員の選挙を行い投票総数128をもつて開票の結果当選せられた役員の氏名は次のとおりである。

会長	古市公威氏	常議員	石黒五十二氏	常議員	近藤虎五郎氏
副会長	沖野忠雄氏	同	中山秀三郎氏	同	白石直治氏
同	野村竜太郎氏	同	日下部弁二郎氏	同	広井勇氏
		同	古川阪次郎氏	同	仙石貢氏

(b) 職員の推薦

9月22日の役員会において下記の諸氏が職員に推薦せられた。

主事	名井九介氏	編集委員	岡野昇氏	編集委員	直木倫太郎氏
同	生野団六氏	同	吉村恵吉氏	同	宮川清氏
編集委員長	柴田畦作氏				

(c) 社團法人設立

創立総会後9月30日理事3名（古市会長、沖野・野村両副会長）連名をもつて東京府知事を経由して文部大臣宛法人設立を願出たところ同11月24日付をもつて文部大臣から社團法人土木学会設立の件が許可されたので同12月9日東京区裁判所において法人設立登記をすませたのである。

(3) 本会創立後の経過

大正3年9月本会創立以来40年を経た今日において、本会発達の経過の大要を顧みるに設立当初における会員はようやく400余名に過ぎなかつたものが今や13000名を算するのであるが、最近は一般土木技術者の入会はますます増加の傾向にあり、あるいは機関誌のごときも当時は隔月発行のものが現在は毎月発刊とし、またその内容にあつても漸次改良を加えてきたので当時のものとは格段の相違があることを知るのである。以来時世の進歩にともないわが土木工学及び技術の発達はますます本会の発展を促すこと急なるものがあり、ゆえに本会には必要に応じ各種の調査会、委員会を設置し研究を進め、あるいは各関係の向きよりの諮問に応ずる等本会の社会的活躍はますます大となつてきているのである。以下その大要を項を別けて略述することとする。特に最近国際学協会との連絡を密にし世界的に進出しつつある。

1. 本会の総会

本会創立以来定款に基づき開催した総会期日及び場所は次のとおりである。

回	数	期	日	場	所	回	数	期	日	場	所
1	定時	大正4年1月30日	京橋区築地精養軒	9	定時	大正12年1月20日	麹町区有楽町	帝国鉄道協会	"	"	"
2	"	5年1月22日	"	10	"	" 13年1月19日	"	"	"	"	"
3	"	6年1月13日	麹町区有楽町 帝国鉄道協会	11	"	" 14年1月17日	"	"	"	"	"
臨時	"	6年6月22日	"	臨時	"	" 14年3月14日	"	"	"	"	"
4	定時	" 7年1月12日	"	12	定時	" 15年1月16日	"	"	"	"	"
5	"	" 8年1月18日	"	13	"	昭和2年1月15日	"	"	"	"	"
6	"	" 9年1月17日	"	14	"	" 3年1月21日	"	"	"	"	"
7	"	" 10年1月15日	"	15	"	" 4年1月19日	"	"	"	"	"
8	"	" 11年1月14日	"	16	"	" 5年1月18日	麹町区丸ノ内 帝国鉄道協会	"	"	"	"

17	定 時	昭和 6 年 1 月 17 日	麹町区丸ノ内 帝国鉄道協会	29	定 時	昭和 18 年 2 月 15 日	帝国鉄道協会
18	"	7 年 1 月 16 日	"	30	"	" 19 年 2 月 15 日	"
	臨 時	" 7 年 11 月 4 日	"	31	"	" 20 年 2 月 14 日	"
19	定 時	" 8 年 1 月 20 日	"	32	"	" 21 年 5 月 18 日	交通 協 会
	臨 時	" 8 年 10 月 11 日	"		臨 時	" 21 年 10 月 5 日	"
20	定 時	" 9 年 2 月 15 日	"				(定款改訂)
21	"	" 10 年 2 月 15 日	"	33	定 時	" 22 年 6 月 14 日	"
22	"	" 11 年 2 月 14 日	"	34	"	" 23 年 5 月 29 日	"
23	"	" 12 年 2 月 15 日	"	35	"	" 24 年 5 月 28 日	"
24	"	" 13 年 2 月 14 日	"	36	"	" 25 年 5 月 27 日	東京 大 学
25	"	" 14 年 2 月 15 日	"	37	"	" 26 年 5 月 26 日	大阪 大 学
26	"	" 15 年 2 月 15 日	"	38	"	" 27 年 5 月 24 日	早稲田 大 学
27	"	" 16 年 2 月 17 日	"	39	"	" 28 年 5 月 23 日	東北 大 学
28	"	" 17 年 2 月 16 日	"	40	"	" 29 年 5 月 29 日	早稲田 大 学

2. 本会定款及び規則の改正

本会創立総会において決議された当時の定款及び規則はすでに別項に掲げたが、爾来時世の進運にともない數度の改廃を経て現在の定款及び規則となつたものである。今その変更年月日を記載すれば次のとくである。

1. 大正 5 年 1 月 22 日総会において規則一部の改正
2. 大正 8 年 1 月 18 日総会において規則一部の改正
3. 大正 12 年 1 月 20 日総会において規則一部の改正
4. 昭和 7 年 11 月 4 日臨時総会において定款及び規則の改正
5. 昭和 8 年 10 月 11 日臨時総会において定款及び規則の改正
6. 昭和 11 年 2 月 14 日総会において定款及び規則の改正
7. 昭和 13 年 2 月 14 日総会において規則一部の改正
8. 昭和 15 年 2 月 15 日総会において定款一部の改正
9. 昭和 16 年 2 月 17 日総会において定款及び規則一部の改正
10. 昭和 21 年 10 月 5 日総会において定款及び規則一部の改正
11. 昭和 23 年 5 月 29 日総会において定款及び規則一部の改正
12. 昭和 24 年 4 月 9 日常議員会において規則一部の改正
13. 昭和 25 年 1 月 30 日常議員会において規則一部の改正

次に現行定款及び規則を掲げる。

(a) 土木学会定款 (昭和 21 年 10 月 5 日改正)

第1章 総 則

- 第 1 条 この学会は社団法人であつて土木学会といふ
- 第 2 条 この学会は土木工学の進歩及び土木事業の発達を図るのを目的とする
- 第 3 条 この学会は第 2 条の目的を達するために次の事業を行う

1. 調査及び研究
2. 会誌、新聞その他図書、印刷物の刊行
3. 講演会、講習会の開催
4. 見学視察
5. 諸問に応じまたは建議すること
6. その他この学会の目的を達するために必要であると認め常議員会で決議した事項

第4条 この学会は事務所を東京都千代田区大手町2丁目4番地に置く

第5条 この学会は次の地区に支部を設ける

北海道地区、東北地区、中部地区、関西地区、中国四国地区、西部地区

第6条 この定款を変更するには会員が（学生員を除く）20分の1以上出席した総会で4分の3以上の同意を得ることが必要である、但し第4条の事務所の位置を東京都内で変える場合だけは総会の代わりに常議員会で決められる

第7条 この定款施行に関して必要事項は土木学会規則で決める

土木学会規則の変更是常議員会で決めることができる

第2章 会員その他

第8条 この学会に正員、名譽員、特別員、賛助員、准員及び学生員を置く

名譽員、特別員の代表者は正員と同等の権利を持つ

名譽員の資格、特別員の資格及び義務並びに賛助員及び学生員の資格及び権利義務は土木学会規則で定める

第9条 正員は次の資格の一つにあてはまることが必要である

1. 土木業務に関し学識経験のある者

2. 土木工学専門の教育を受け5年以上その業務に従事した者

第10条 正員となるには定められた入会手続を取り理事会の承認を経ねばならない

第11条 正員で退会しようとする者はその義務を完了した後その旨を届け出すべきである

第12条 正員で会費の納付を怠つたときは会誌、新聞その他の刊行物の発送を受けぬことがある

1年以上会費の納付を怠つたときは理事会の決議を経てその権利の行使を停止することができる

前項の会費を納め権利が回復しても停止期間中の権利は求めることができない

第13条 正員で次の各号の一にあてはまる者は理事会の決議を経て除名することができる

1. 会費怠納2年に及ぶ者

2. この定款及び土木学会規則にそむきあるいはこの学会の名譽を汚すような行いをした者

第3章 会 費

第14条 入会の承認を得た正員はこの学会で定めた規則に従い会費を負担する

第15条 名譽員は会費を納める必要がない

第4章 役 員

第16条 この学会に次の役員を置く

1. 会長 1名

2. 副会長 2名

3. 理事（会長、副会長を含む）13名以内

4. 常議員 50名以内

第17条 会長及び副会長は常議員会で正員の中からこれを選挙する

会長及び副会長は理事であり他の10名の理事は常議員会で正員から選挙される

第18条 この学会の役員は名誉職である

第19条 常議員は全国を地区に分けて各地ごとに地区所属の正員中から正員及び准員により選挙される、地区及び定員は土木学会規則で決める

第20条 会長の任期は1年で通常総会から翌年の通常総会までとする

副会長、理事、常議員の任期は2年で通常総会より翌々年の通常総会までとし毎年その半数を選挙する

第21条 常議員中欠員を生じたときはその地区の次点者を補うことができる

補欠で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする

役員は任期満了後でも後任者が事務を引継ぐまでその職務を行わねばならない

第22条 会長は本会を代表し会務を総理し総会理事会を招集しこれ等の議長となる

副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは就任順でその職務を代行する

理事は会務を処理し常議員は第 29 条により会務を審議する

第 5 章 総会、常議員会、理事会

第 23 条 通常議会は毎年 5 月に開く

臨時総会は次の場合に開く

1. 常議員会で必要であると認めたとき
2. 会員（学生員を除く）20 分の 1 以上から会議の目的である事項を示し請求があつたとき

第 24 条 総会の招集は開会 2 週間前にその日時場所及び議題を掲げたこの学会の刊行物または書面で会員に通知する

第 25 条 総会の議事は特に定めてあるものを除き出席者の過半数の同意でこれを決める

可否が同数であるときは議長が決める

第 26 条 総会に出席しない会員は書面または出席会員に対する委任状で表決することができる

前項で表決した者はこれを出席者とみなす

第 27 条 総会で出席者の 4 分の 3 以上の同意があるときは第 6 条及び第 7 条の場合を除くほかは予め通知しなかつた事項について決議することができる

第 28 条 常議員会は会長副会長及び常議員で組織する

名誉員、前会長、支部長は常議員会に出席して意見を述べることができる

第 29 条 通常常議員会は毎年 2 月に開かれる

臨時常議員会は次の場合に開かれる

1. 会長が必要であると認めたとき
2. 常議員 20 名以上から会議の目的である事項を示し請求があつたとき

第 30 条 理事会は会長が会務遂行上必要であると認めたとき開かれる

第 31 条 常議員会はその権限の一部を理事会に委任することができる

第 32 条 常議員会の議事は会長副会長及び常議員が半数以上出席し出席者の過半数の同意でこれを決める、可否が同数であるときは議長がきめる

第 6 章 資産及び会計

第 33 条 この学会は基金を置く

基金に編入せねばならぬものは一時納付の会費、指定寄附金及び毎年度歳計剩余金中から常議員会の決議で決められる

基金は常議員会の決議した方法で管理される

第 34 条 この学会の経費は会費基金中から生ずる収入寄附金その他の収入でまかなわれる

第 35 条 この学会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである

第 36 条 この学会の経費は毎年予算を定め年度開始前常議員会の承認を経る必要がある、前項の経費は年度終了後に決算され次の通常総会に報告して承認を受ける必要がある

第 7 章 附 則

第 37 条 昭和 21 年 10 月の臨時総会で決めた定款変更に基いて昭和 21 年会計年度は昭和 22 年 3 月までとする

第 38 条 昭和 21 年 10 月の臨時総会で決めた定款変更に基く役員の選挙は昭和 22 年度役員の選挙と同時にこれを行いう

第 39 条 昭和 21 年 10 月の臨時総会で決めた定款変更に基いて選挙された副会長、常議員中、抽籤で決めた半数の任期は昭和 23 年の通常総会までとする

第 40 条 昭和 22 年度の会長副会長理事の選挙は昭和 22 年度の常議員となる人の集りできめる

(b) 土木学会規則 (昭和21年10月5日改正 昭和25年2月28日一部改正)
 同 23年5月29日改正 同 26年3月28日一部改正
 同 24年3月31日改正 同 27年3月29日一部改正)

第1章 正 員

- 第1条 正員となるには制規の入会申込書に、姓名、生年月日、住所、職業、履歴概要を記載し正員1名の紹介で申込みねばならない
- 第2条 前条により入会申込があつたときは理事会でその資格を審査し、これを承認したときはその旨を申込者に通知する
- 第3条 正員として入会承認の通知を受けた者は所定の会費を払込みねばならない、前項の会費の払込を受けたときはその氏名を会員原簿に登録する

第2章 名譽員、贊助員、特別員、准員、学生員

- 第4条 土木工学及び土木事業に関し功績が特に顕著である者は総会の決議で名誉員として推举することができる
- 第5条 特別員とは土木事業に關係ある自然人の団体または法人並びに理事会でその資格を認めたものであつてこの学会の目的を賛助する者である
- 前項の特別員はその代表を定める必要がある
- 代表者の員数は1級5人以内、2級3人以内、3級1人とする
- 代表者を変更したときは直ちにその旨を届出すること
- 第6条 賛助員はこの学会の趣旨を賛成し一時に金50,000円以上またはそれに相当する物件を寄付した者である
- 第7条 准員は次の資格の一を有する者でなければならない
1. 土木の業務に経験ある者
 2. 工学専門の教育を受けた者
- 第8条 学生員は土木工学専門の学校に在学中の者であることが必要である
- 第9条 定款第11条ないし14条並びにこの規則第1条及び第2条は特別員、准員、学生員にまたこの規則第3条は准員、学生員にこれを準用する
- 賛助員は会務の議定を除き正員と同等の資格である
- 第10条 准員のうち理事会で資格を認めたものは正員となる
- 学生員は学校卒業と同時に准員となる

第3章 会 費

- 第11条 会費は毎年4月、10月の2回に分納することができる
- 第12条 正員、特別員、准員、学生員の会費は次の通りとする
- | | | |
|----------|------|----------|
| 1. 正 員 | 年 領 | 800円 |
| 2. 特 別 員 | 1級年額 | 8,000円以上 |
| | 2級年額 | 5,000円 |
| | 3級年額 | 3,000円 |
| 3. 准 員 | 年 領 | 600円 |
| 4. 学 生 員 | 年 領 | 500円 |
- 正員で一時に20カ年分を納付した者は爾後会費の負担を要しない
- 一時納付の金額は正員として会費を完納した年額に応じて次表の額に減額する
- | 会費完納年数 | 一時納付額 |
|--------|-------|
| 10年以上 | 15カ年分 |
| 20年以上 | 10カ年分 |
| 25年以上 | 7カ年分 |

30年以上 4カ年分

40年に達したものは納付を要しない

第13条 入会した者または資格を変更したものは入会または資格変更の月から月額でその資格に相当する会費を納付すること

第14条 会員たるの資格を失つたものは既納会費の返還を求めることができない

第4章 役員選挙

第15条 会長、副会長の選挙は常議員会で無記名、連記式投票でこれを行い即時開票する

常議員の選挙は所定の人員に対し無記名連記式投票で関東地区は会長、他の地区はその属する支部の支部長がこれを行い、開票は関東地区はこの学会の役員会、他の地区はその属する支部の役員会で行う

定款第20条による常議員の選挙は毎年4月30日までに行う

第16条 全国を次の地区に分け各地区的常議員の定数を次のように定める

1. 北海道地区 3名

(北海道一円)

2. 東北地区 5名

(福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県の6県)

3. 関東地区 19名

(東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、群馬県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県の1都8県)

4. 中部地区 6名

(静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、富山県、長野県の7県)

5. 関西地区 7名

(大阪府、京都府、兵庫県、和歌山县、滋賀県、奈良県、福井県の2府5県)

6. 中国四国地区 4名

(岡山县、広島県、山口県(下関市を除く)島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県の9県)

7. 西部地区 6名

(九州一円及び下関市)

第17条 常議員選挙の結果は直ちに支部長からこの県会に報告しなければならない

役員選挙の結果は通常総会に報告する

第5章 会務

第18条 この学会には会務を分けるために総務、経理、編集、調査、研究連絡の5部を設ける

第19条 総務部は他学協会及び国際会議との連絡、行制、法規制度その他、他部に属しない一般庶務に関する事項を掌る

第20条 経理部は予算、決算、金銭、物品の出納保管事業資金の調達その他会務に関する事項を掌る

第21条 編集部は会誌、新聞その他出版に関する事項を掌る

第22条 調査部は学術上の調査、標準、規格の制定その他各種の調査に関する事項を掌る

第23条 研究連絡部は研究、連絡並びに研究発表に関する事項を掌る

第24条 各部に部長及び部員を置く、各部の部長は理事の中から部員は会員のうちから会長が選任する

第6章 予算

第25条 予算費目内の支出は会長がこれを専行する

予算費目の流用は常議員会の決議を経る必要がある

第26条 会長は常議員会の定めたところにより主任者に現金の前渡をすることができる

第7章 会誌、新聞、その他刊行物

第27条 この学会は毎月土木学会誌(以下会誌と云う)及び新聞を発行する

第28条 会誌及び新聞以外の印刷物の刊行は理事会の決議を経なければならない

第 29 条 会誌、新聞その他の刊行物の寄贈先は理事会で決める

第8章 講演会その他の会合

第 30 条 この学会は毎年3回以上講演会その他の会合を開催する

第 31 条 この学会は毎年1回以上見学、視察旅行を行う

第9章 委員及び委員会

第 32 条 この学会は必要に応じ理事会の決議を経て委員会を設けることができる、委員は会長がこれを嘱託する

委員の任期は1年とする、但し重任は差支えない

第 33 条 この学会は必要に応じ各地に地方委員を設けることができる

第10章 職 員

第 34 条 会長は有給の職員若干名の任用ができる

第11章 雜 則

第 35 条 この学会は常議員会の決議を経て土木工学または土木事業について特に功労ある者を表彰することができる

第 36 条 この学会は別に定める土木賞授与規程により優秀な論文、設計考案並びに施工技術に対し土木賞を贈ることができる

第 37 条 支部に関する規定は別に定める

附： 土木賞授与規程

第 1 条 土木学会規則第36条による土木賞の授与はこの規程による

第 2 条 土木賞はこれを土木学会賞、土木学会奨励賞の二つに分ち、原則として前者は正員、後者は准員及び学生員に授与される

第 3 条 受賞者は会員に限り、会誌その他学会の刊行物に論文、設計考案を発表したまたは工事報告の業績を紹介されたものから選ばれる

第 4 条 土木賞は原則として毎年これを授与する

第 5 条 受賞者は土木賞委員会で選ばれる

第 6 条 土木賞委員会の委員は常議員会の推薦により会長が委嘱する

第 7 条 受賞者には賞牌を授与し、賞金を授与する

3. 本会事務所の変更

本会事務所は創立当時は東京市京橋区山城町15番地工学会事務所内に置き次いで大正5年3月1日東京市麹町区有楽町1丁目1番地帝国鉄道協会内に移し、昭和2年4月22日同区永楽町1丁目1番地丸ビル内に、昭和3年7月25日同区八重洲町1丁目1番地時事ビル内に、さらに昭和6年8月2日同区丸ノ内1丁目6番地ノ1海上ビル内に移し、昭和9年7月29日同区丸ノ内3丁目6番地ユニオン館に移転したが、戦時中昭和18年三軒茶屋に一時疎開し、終戦後復帰すると間もなく昭和21年6月15日連合軍の接收により明渡しを要求せられ、余儀なく京橋区新川12の12鹿島建設株式会社分室の1、2階を無料借用し、これに移転したが昭和23年当時の会長副会長の尽力により鉄道博物館跡であつた現在の場所を国鉄より借用して建設を急ぎ昭和24年4月13日千代田区大手町2の4に移転し、翌26年12月国鉄高架線の増設にともない増借の上増築し事務室を拡築した。

4. 本会の役員その他

本会創立以来学会の事業を遂行するために定款及び規則の定めるところにより毎年役員その他を選挙しそれぞれこの目的の遂行のために最善の努力をつくし、その結果本学会は現在のことき独立的進歩発達をとげてきたの

である。つぎに歴代の会長並びに役員その他の氏名を一括表示することとする。

	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年
会長	古市公威	沖野忠雄	沖野忠雄	石黒五郎
副会長	沖野忠雄	石黒五郎	太郎次郎	井廣
常議員	野村竜太郎	阪井彦彦	勇彦助	黒井勇
"	石黒五十郎	阪井彦彦	彦助	五郎謹
"	中山秀三郎	橋口絢五郎	助彦	助彦策
"	日下部三郎	岡田貞三郎	彦助	郎平助
"	古川阪井次郎	中島貞三郎	彦助	助彦策
"	近藤虎五郎	中島貞三郎	彦助	郎平助
"	白石直五郎	柴崎虎五郎	彦助	助彦策
"	広井治勇	藤井貞秀	彦助	郎平助
主事	名井九郎	井石九郎	貞秀	助彦策
"	生野團六	井野團光	九郎治介	郎明
編集委員長	柴田唯作	那波光雄	介六雄	雄六
	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年
会長	(白石直治)	貢介治	介治策	郎策
副会長	井川謹助	美二昇	一郎昇	郎一芳
常議員	原田貞重	衛作	策一郎昇	有太郎
"	石丸長	之五郎	治美二昇	明造
"	吉村長	准	一郎昇	七郎
"	那波長	虎	策一郎昇	六郎
"	杉中光	田	策一郎昇	六郎
主事	浦宗三郎	田	策一郎昇	六郎
"	阪田貞	野	策一郎昇	六郎
編集委員長	生芸安一	芸杏一	策一郎昇	六郎
	大正12年	大正13年	大正14年	大正15年
会長	中原貞三郎	中山秀三郎	弁二郎	吉村長
副会長	中山秀三郎	丹羽彌	昇三郎	策郎
常議員	丹羽彌	野	彦彌昇	雄治郎
"	池田彌	田	彦彌昇	雄治郎
"	稻田彌	田	彦彌昇	雄治郎
"	上川彌	田	彦彌昇	雄治郎
"	阪田彌	田	彦彌昇	雄治郎
"	那原彌	内田	彦彌昇	雄治郎

土木学会創立 40 周年記念

常議員 主事	伴 宜 井 上 丹 治 編集委員長	伴 宜 井 上 丹 治 金 森 森 鍬 太郎	真島 健 井 上 丹 治 川 口	穂 長 井 上 川 口
会副会長 常議員	昭和 2 年 市瀬 次郎 那波 光雄 井上 士郎 青井 篤三 大河 大治 加賀 宗治 樺島 正義 茂庭 忠義 物部 郎穂 丹村 幸三 黒河 四郎	昭和 3 年 岡野 昇 井上 秀吉 中井 造範 大井 大三 大河 岡山 大河 戸宗 加賀 山學 樺島 正義 茂庭 忠義 物部 郎穂 丹村 幸三 黒河 四郎	昭和 4 年 田辺 朝 田中 八 久保 久 黒河 近 近前 真福 眞福 前牧 牧米 丹治 丹村 幸三 黒河 四郎	昭和 5 年 川吉 吉郎 中八 真木 久保 久 近眞 田口 谷橋 幸喜 平前 本貫 前井 貫経 丹牧 治経 野黒 楽之丞 河内 四郎
主事	昭和 6 年 那波 光雄 真島 健三 前川 嘉一 池田 貢一 木生 正治 田野 一六 谷口 九三 橋春 一郎 平井 之郎 松久 隆	昭和 7 年 名前 介 大河 九一 池田 貢 木見 嘉 生田 良 田口 亮 井良 团九 股木 一節 井浦 七郎	昭和 8 年 真田 秀一 大河 戸元 米内 海 衣神 黑竹 原田 菲 田股 中 田那 田 山口 田 山口 田 山口 田	昭和 9 年 久保 敬一 米元 間 草池 内 衣金 衣 神河 中 佐鈴 田 永田 田 永田 田 野口 田 古川 田 古川 田 佐藤 田
編集委員長	丹治 経三 牧野 雅樂之丞 黒河 四郎	丹治 経三 牧野 雅樂之丞 草間 偉	平井 喜久 牧野 雅樂之丞 草間 偉	松古 良民 利藤 中良 藏中 豊
会長	昭和 10 年 青山 士	昭和 11 年 井上 秀二	昭和 12 年 大河 戸宗治	昭和 13 年 辰馬 鐭藏

副会長	吉郎六均雄雄剛美次郎之康雄明雄郎也郎弘造郎輔
"議員	榮二清復沼保逸季信一寬裕定俊一三甚四全恒三國
"	井山越曾木間藤老田子木口西池野橋橋村田橋田崎
"	新平堀阿青淺伊海岡金樋川河菊佐高高高中松村森山
"	辰新阿淺海小小金蒲樋河河菊久後閔高鶴中沼宮森
"	辰喜馬井曾間老沢宅子木口西池保藤橋田村田本森
"	松久喜馬田野藤口池藤花田田原山井越長本田田吉
"	草平井辺田野藤森原藤木寅真淳清平隆
"	間喜馬田野藤口池藤花田田原山井越長本田田吉
"	律松久稻莊基誠直利雅之真淳清平隆
"	生一樹貢乎介彦郎茂雄郎藏矩一郎透六作輔二直
"	間喜馬田野藤口池藤花田田原山井越長本田田吉
"	久稻莊基誠直利雅之真淳清平隆
"	透三六作二

主事	古川淳三
"	佐藤利恭
編集委員長	藤井真透

理事総務部長	源嘉崎田木口
" 経理部長	一郎輔次之康
" 編集部長	郎輔之匡信寬裕
" 調査部長	郎雄矩之郎
" 法制部長	郎雄定男雄雄夫周吉衛
" 東亜部長	郎定武楠瑩美勝三

郎輔一透矩作郎	郎輔一透矩作郎
二之俊真政平太	二之俊真政平太
復武山本原井田長藤宇	復武山本原井田長藤宇
宮萩藤沼宮後	宮萩藤沼宮後

	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年
会副会長	明六郎剛彥次実康明三	謙三次秀正兵通礼	一郎郎雄雄衛彥三実桓	偉定次男吉実造勇雄吉
"議員	八堀谷伊稻岡川菊春	中谷吉青井稻大岡金	谷吉黒青青井池今岩稻葉	武雅楠瑩美勝三
"	越口藤葉田田口池藤	口藤葉田田口池藤	田山関葉田田口池藤	間田木木崎山野石櫻崎
"	通信裕真	通信裕真	通礼葉田田口池藤	草黒鈴青岩内小大大岡
"			今岩稻葉	
"			大岡金	

常議員	朗郎 勇記藏 一孝烈 三如治 雄三治 吉郎 夫男三雄治 吉夫 紫四 英勝清 実道相貞武 一孫 豊一輝 楠一武貞 穎輝 林藤井井木中淵山坂沢田越村 嘉下木越田沢崎下木 小齋酒桜沢鈴田滝当野信福堀松森山山青堀福信岩山		
	勇三 杖朗郎 勇記藏 義武如郎 三起平吉 男衛郎 三吉義 礼 紫三 英勝正勝相六太 一當雄 豊楠兵六 一瑩正 石岡子林忠井 井永瀬坂瀬孝松 木葉瀬越崎永富 大金小佐酒桜沢 富成野広藤堀水目森青稻広堀岩富 倉春鈴滝富百広藤松水目和		
	二三治也 義一郎郎 吉起平辰 長彦郎 衛也 義 玄真長達正定六太之当雄重 重通六兵達正 次溫 田藤木尾永武瀬井本谷黒田 和稻葉瀬尾永富 大高滝百松村目山山和		
	輔郎辰次樹享彦 崎嘉一重信良 区一重 長嘉伊橋黒崎中本田 田中本葉通彦		
理事總務部長	山崎嘉一重		
" 経理部長	山高和岡山		
" 編集部長	高橋田中本葉通彦		
" 調査部長	{ 伊藤田中本葉通彦		
" 法制部長	山高和岡山		
" 東亜部長	山高和岡山		
昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年	昭和 21 年
会長	郎次温 恭造智造郎 雄吉一讓夫 美一照烈良	次溫 駁二羅恭智郎 文讓夫 弼美夫 清照良光	豊勲茂 一二耀郎 義次郎 吉彌夫 清務実基道
副会長	内雅清忠孝 美一勝三伝 静朝清義実三義	木海原令榮忠一義 静久朝武義三義	島田嘉安伊石岡河佐佐齋下杉高竹土坪
常議員	河木海澤飼藤野川梶崎岩保田法木木淵土源善	木海土藤川沢藤川森保田藤法山戸木井徳	鹿島田井本田納平藤原野藤田井松井沢
	黒鈴内岩鵜江小大岡兼久黒淨鈴高滝土源善	内佐伊石岩江大久黒齋淨下杉高土木	精信義舜教儉信九武正正之頬達米

常議員	一郎助和一仁吉郎明	一郎忠之	一郎夫
"	櫻井彌三郎	櫻井彌三郎	三和本辺山渡
"	平井良平	平井良平	大三郎
"	星野富一郎	星野富一郎	達倫
"	星川陽一郎	星川陽一郎	二敦郎司郎
"	星井正一郎	星井正一郎	三武九
"	星原藤井	星原藤井	井納
"	吉松加平	吉松加平	山篠佐
理事總務部長	男和一仁三嶋郎明	男和一仁三嶋郎明	夫
" 経理部長	義芳一郎	義芳一郎	二敦郎司郎
" 編集部長	埜野重一郎	埜野重一郎	三武九
" 調査部長	澤星本正	澤星本正	井納
" 法制部長	水藤正	水藤正	本原藤
" 東亞部長	山岡正	山岡正	藤田元
昭和 22 年	昭和 23 年	昭和 24 年	昭和 25 年
会長 岩沢忠吉	会長 加瀬孝六	次長 次郎茂	男一藏政義
副会長 岩瀬孝六	副会長 広瀬茂	次長 德英	弘鹿寬
"	"	次長 中西	厚太醇
理事總務部長 岩瀬茂	理事總務部長 広瀬茂	次長 藤田大佐	朝介教卓
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 扇谷	良正
" 経理部長 岩瀬茂	" 経理部長 広瀬茂	次長 木村本佐	三基
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 垦谷	郎
" 編集部長 岩瀬茂	" 編集部長 広瀬茂	次長 木村本佐	大
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 垦谷	佐
" 研究連絡部長 岩瀬茂	" 研究連絡部長 広瀬茂	次長 木村本佐	穂佐
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 垦谷	塙
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	西北
" 調査部長 岩瀬茂	" 調査部長 広瀬茂	次長 垦谷	奧米
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	國仁
常議員	19	名	市丸

昭和 22 年	昭和 23 年	昭和 24 年	昭和 25 年
会長 岩瀬茂	会長 加瀬茂	次長 德英	男一藏政義
副会長 岩瀬茂	副会長 広瀬茂	次長 中西	弘鹿寬
"	"	次長 藤田大佐	厚太醇
理事總務部長 岩瀬茂	理事總務部長 広瀬茂	次長 扇谷大佐	朝介教卓
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	良正
" 経理部長 岩瀬茂	" 経理部長 広瀬茂	次長 垦谷大佐	三基
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	郎
" 編集部長 岩瀬茂	" 編集部長 広瀬茂	次長 垦谷大佐	大
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	佐
" 研究連絡部長 岩瀬茂	" 研究連絡部長 広瀬茂	次長 垦谷大佐	穎
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	塙
" 調査部長 岩瀬茂	" 調査部長 広瀬茂	次長 垦谷大佐	西北
" 次長 田中	" 次長 大佐	次長 木村本佐	奥米
常議員	19	名	市丸

常議員	種 谷 実 友 永 和 夫 西 松 三 好 野 濱 正 儀 星 垂 和 最 上 武 雄 米 屋 秀 三	小 西 則 良 坂 本 貞 雄 塙 沢 弘 信 鈴 木 孝 夫 高 原 芳 夫 野 濱 正 儀 西 松 三 好	谷 藤 正 三 仁 杉 巍 夫 福 田 秀 丸 丸 安 隆 二 丸 山 郎 雄 最 上 武 雄 渡 边 寅 雄	福 田 秀 夫 卷 內 安 隆 丸 宮 和 政 宮 崎 永 三 村 上 一 八十島 義之 渡 边 寅 雄
(北海道地区)	3名	(不 明)	(不 明)	高 橋 敏 五 郎 板 倉 忠 三
(東北地区)	5名			石 田 啓 次 郎 内 田 麥 郎 小 村 宏 丹 羽 良 彦 藤 村 久 四 郎
(中部地区)	6名			比 金 野 広 治 三 宅 第 三 郎 松 久 勉 中 谷 茂 一 藤 田 瞳 五 松 見 三 郎
(関西地区)	7名			岩 崎 雄 治 浦 上 衛 門 村 山 朔 郎 吉 田 光 太 郎
(中国四国地区)	4名			岩 崎 雄 治 浦 上 衛 門 村 山 朔 郎 吉 田 光 太 郎
(西部地区)	6名			佐 藤 令 二 飯 田 一 實 鈴 木 信 孝 芥 川 崴 雄

昭和 26年 会長 大西英一
昭和 27年 稲浦鹿藏
昭和 28年 平井喜久松
昭和 29年 青木楠男

副 会 長	藏 郎	雄 勝 郎	三 雄 司	和 貴 二 清	明 郎	雄 勝 郎	三 雄 司	和 貴 二 清
"	鹿 次 凱	太 信 文	太 信 文	太 信 文	太 信 文	太 信 文	太 信 文	太 信 文
理事總務部長	浦 花 樺	房 誠	房 誠	房 誠	房 誠	房 誠	房 誠	房 誠
" 次 長	立 富 塩 坂	武 正	武 正	武 正	武 正	武 正	武 正	武 正
" 經理部長	本 松 岡	誠 武	誠 武	誠 武	誠 武	誠 武	誠 武	誠 武
" 編集部長	間 元 杉	修 仁	修 仁	修 仁	修 仁	修 仁	修 仁	修 仁
" 研究連絡部長	島 本 岡	雄 吉	雄 吉	雄 吉	雄 吉	雄 吉	雄 吉	雄 吉
" 次 調查部長	中 島 本	仁 佐	仁 佐	仁 佐	仁 佐	仁 佐	仁 佐	仁 佐
" 次 調査部長	今 本 佐	三 仁	三 仁	三 仁	三 仁	三 仁	三 仁	三 仁
常 議 員	(関 本 佐)	信 二	信 二	信 二	信 二	信 二	信 二	信 二
"	平 金 川	良 人	良 人	良 人	良 人	良 人	良 人	良 人
"	佐 清 田	夫 力	夫 力	夫 力	夫 力	夫 力	夫 力	夫 力
"	高 立 当	男 一	男 一	男 一	男 一	男 一	男 一	男 一
"	長 野 畑	勝 夫	勝 夫	勝 夫	勝 夫	勝 夫	勝 夫	勝 夫
"	藤 卷 宮	雄 幸	雄 幸	雄 幸	雄 幸	雄 幸	雄 幸	雄 幸
"	村 八 十 島	正 八	正 八	正 八	正 八	正 八	正 八	正 八
"	山 元 田	義 一 政	義 一 政	義 一 政	義 一 政	義 一 政	義 一 政	義 一 政
"	米 渡	永 之	永 之	永 之	永 之	永 之	永 之	永 之
(北海道地区) 3名								
"	真 井 三	耕 島 五	象 味	勇 信	次 常 三	明 忠 五	司 戶 三	司 戶 三
(東北地区) 5名								
"	伊 内 大	藤 田 大	泰 新 小	太 啓 藤	信 啓 久	信 啓 四	繁 久 藤	次 郎 佐
"	大 谷 小	谷 池 藤	太 啓 藤	太 啓 藤	太 啓 藤	太 啓 藤	新 久 藤	三 之 佐
"	小 池 藤	池 村 久	吉 啓 四	吉 啓 四	吉 啓 四	吉 啓 四	久 藤	助 久 藤
"	村 久	四 郎						

(中部地区) 6名

常議員	片岡 武	石川 栄次郎	荒井 利一郎	足立 貞嘉
"	立神 弘洋	片岡 武	石川 栄次郎	荒井 利一郎
"	中谷 茂一	立神 弘洋	片岡 武	井上 幸太郎
"	比金野 広治	比金野 広治	立神 弘洋	竹重 貞藏
"	藤田 峻五	藤田 峻五	藤田 峻五	藤森 謙一
"	松見 三郎	松見 三郎	松見 三郎	堀場 鉱一

(関西地区) 7名

"	岩崎 雄治	岩崎 雄治	稻垣 茂樹	天埜 良吉
"	浦上 衛門	浦上 衛門	天埜 良吉	江藤 智
"	熊本 政晴	熊本 政晴	堀威夫	小西 一郎
"	広長 良一	広長 良一	熊本 政晴	斎藤 卵之吉
"	三池 鎮浪	三池 鎮浪	斎藤 卵之吉	永井 重雄
"	村山 朔郎	村山 朔郎	三池 鎮浪	堀威夫
"	米田 正文	米田 正文	小西 一郎	三宅 静太郎

(中国四国地区) 4名

"	芥川 崇雄	芥川 崇雄	宮田 隆一郎	芥川 崇雄
"	飯田 一実	伊藤 令二	大野 台助	大野 台助
"	伊藤 令二	大野 謙	芥川 崇雄	宮田 隆一郎
"	大野 謙	大野 台助		

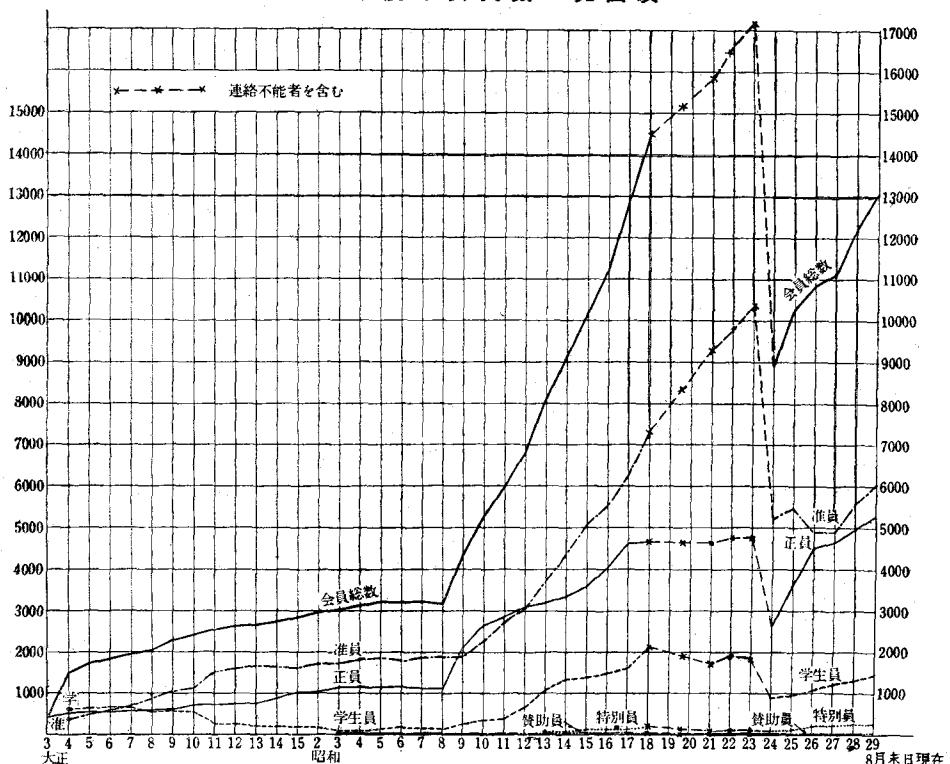
(西部地区) 6名

"	岡本 文夫	岡本 文夫	三浦 文治郎	内田 一郎
"	蒲池 浪統	蒲池 浪統	蒲池 浪統	宇野 周三
"	篠原 謹爾	篠原 謹爾	高木 健	傍島 渥
"	田代 信雄	田代 信雄	内田 一郎	穂積 健茂
"	三浦 文治郎	三浦 文治郎	宇野 周三	根来 幸次郎
"	吉田 朝次郎	吉田 朝次郎	根来 幸次郎	和里田 新平

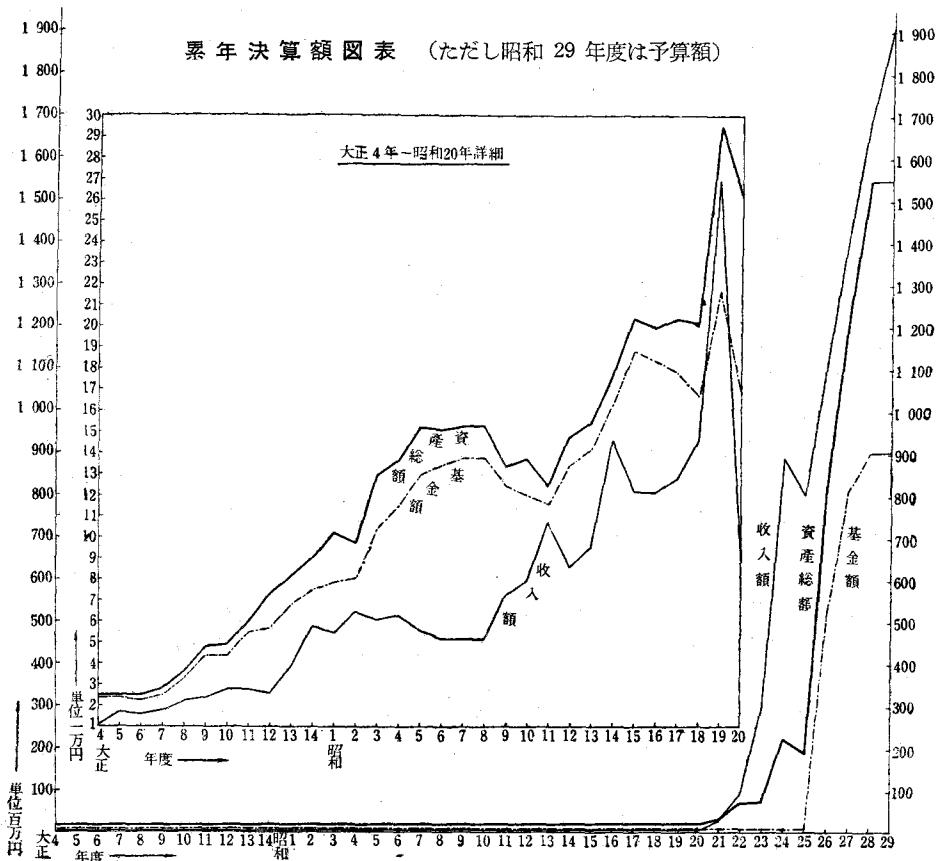
5. 会員の種別及び会員数

本会創立当初における会員即ち発起人たることを承認された方は僅々380余名であつた。当時の定款及び規則にあるように会員の種別としては「工学専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ5ヶ年乃至10ヶ年以上其業務ニ從事シタル者又ハ土木工事設計ノ技能ヲ有シ5ヶ年以上重要ナル工事ヲ担任シタル者」を会員と称し「工学専門ノ高等教育ヲ受ケタル者又ハ工学ノ知識ヲ有シ3ヶ年以上土木工事ニ從事シタル者」を准員とし「工学ニ志アル者デ年齢満30歳迄ノ者」を学生員と称しなお以上の他に賛助員を加えた4種類であつたのである。爾後定款及び規則は数回変更されその都度その資格も多少の変遷を見たが現在は名誉員、正員、特別員、賛助員、准員、学生員の6種類となつてゐる。創立以来現在までにおける全会員数の増加を次に表示することとする。同表中9年以降において会員数の増加いちじるしいこと及び多数特別員の入会を見るに至つたのは定款及び規則改正の結果会員の資格を拡張したためと、全国の各地に地方委員制度を設け、また関西(大阪)、北海道(札幌)、東北(仙台)、中部(名古屋)、西部(福岡)、朝鮮(京城)の各地に支部を設置して活動した結果であるが、戦時中及び終戦後外地会員その他連絡不能な会員が非常に多かつたが昭和24年に整理し実数を示し、その後連絡不能会員の復活と新入会者の勧誘を行い漸く戦前の状態に復活し、今後大いに発展の機運を迎えた。

各年度末会員数一覧図表



累年決算額図表 (ただし昭和29年度は予算額)



(a) 各年度末会員数

年 度	名譽員	正 員	准 員	学生員	賛助員	特別員	合 計	備 考
大正3年度		443						
" 4 年 度		526	388	621	—		1 535	
" 5 年 度		545	526	656	—		1 727	
" 6 年 度		560	608	688	—		1 856	
" 7 年 度		573	708	683	—		1 964	
" 8 年 度		595	865	587	—		2 047	
" 9 年 度		616	1 068	614	—		2 298	
" 10 年 度		712	1 136	563	—		2 411	
" 11 年 度		743	1 515	274	—		2 532	
" 12 年 度		750	1 602	271	—		2 623	
" 13 年 度		764	1 671	224	—		2 659	
" 14 年 度		883	1 636	222	—		2 741	
昭和元年度		1 011	1 607	208	—		2 826	
" 2 年 度		1 027	1 736	193	1		2 957	
" 3 年 度		1 146	1 727	139	21		3 034	
" 4 年 度		1 151	1 830	114	21		3 116	
" 5 年 度		1 162	1 861	166	21		3 210	
" 6 年 度		1 173	1 802	200	21		3 196	
" 7 年 度		1 117	1 883	190	20		3 210	
" 8 年 度		1 119	1 871	147	21		3 159	
" 9 年 度		2 117	1 902	279	21	3	4 322	
" 10 年 度		2 636	2 245	391	20	2	5 294	
" 11 年 度		2 835	2 720	409	20	3	5 987	
" 12 年 度		3 104	3 083	666	21	22	6 806	
" 13 年 度		3 205	3 710	1 093	21	81	8 110	
" 14 年 度		3 351	4 350	1 335	28	90	9 154	
" 15 年 度		3 591	5 070	1 381	26	107	10 175	
" 16 年 度	2	4 036	5 533	1 484	25	136	11 216	
" 17 年 度	2	4 644	6 481	1 616	25	128	12 896	
" 18 年 度	4	4 673	7 334	2 150	25	211	14 397	
" 19 年 度								
" 20 年 度								
" 21 年 度	8	4 657	9 273	1 723	25	115	15 801	連絡不能者を含む
" 22 年 度	8	4 761	9 769	1 926	22	139	16 625	"
" 23 年 度	8	4 773	10 354	1 868	22	136	17 161	"
" 24 年 度	7	2 637	5 202	913	15	128	8 904	実 数
" 25 年 度	12	3 624	5 496	982	15	153	10 282	
" 26 年 度	16	4 523	4 930	1 097	13	230	10 809	
" 27 年 度	19	4 659	4 919	1 250	16	244	11 107	
" 28 年 度	19	5 003	5 588	1 326	16	257	12 209	
" 29 年 度	22	5 266	6 055	1 442	16	256	13 057	8月31日現在

(b) 名譽員の推举

定款及び規則の定めるところによつて各年度総会において推举された名誉員は次の諸氏である。

昭和 8 年 1 月 総会	古市公威			
昭和 16 年 2 月 "	野村竜太郎	古川阪次郎	田辺溯郎	
昭和 18 年 2 月 "	丹羽鋤彦	名井九介	那波光雄	
昭和 20 年 2 月 "	真田秀吉	岡野昇	国沢新兵衛	
昭和 21 年 5 月 "	吉町太郎一	牧彦七	生野團六	
昭和 25 年 5 月 "	安芸杏一	前川貫一	君島八郎	大河戸宗治
	青山士	八田嘉明		
昭和 26 年 5 月 "	Gail A. Hathaway	島重治	松島寛三郎	久保田敬一
昭和 27 年 5 月 "	草間偉	丹治経三		
昭和 28 年 5 月 "	John L. Savage	鶴見一之		
昭和 29 年 5 月 "	黒河内四郎	辰馬鑑藏	米元晋一	

6. 本会の会計状態

本会の創立以来現在に至る迄における収入並びに基金及び資産は本会の発展とともになつて漸次増加を來して居るが次に各年度末における決算の状態をかかげることとする。

年 度	収 入	基 金 及 び 事 業 資 金	資 産 総 額	備 考
大正 4 年 度	円 11 296.32	円 23 775.00	円 24 974.43	支出は収入と同額につき省略する
" 5 年 度	17 330.48	23 572.11	25 215.15	
" 6 年 度	15 760.08	23 292.17	25 373.33	
" 7 年 度	17 758.91	25 484.44	28 143.62	
" 8 年 度	22 831.93	33 020.88	36 266.63	
" 9 年 度	24 355.06	43 955.88	48 365.41	
" 10 年 度	28 076.18	44 235.88	48 994.41	
" 11 年 度	27 963.61	54 733.48	59 911.33	
" 12 年 度	26 234.12	57 272.78	72 833.19	
" 13 年 度	39 504.86	67 921.63	81 817.97	
" 14 年 度	58 253.39	74 746.19	89 902.28	
昭 和 元 年 度	54 990.82	79 140.67	101 508.51	
" 2 年 度	65 251.39	80 588.32	97 499.97	
" 3 年 度	60 936.11	104 349.48	129 652.66	
" 4 年 度	63 249.38	115 888.04	137 316.04	
" 5 年 度	56 079.69	130 096.66	152 029.74	
" 6 年 度	52 042.71	134 825.61	151 412.73	
" 7 年 度	52 213.19	138 021.09	153 020.40	
" 8 年 度	51 877.88	138 468.15	153 151.80	
" 9 年 度	72 779.87	124 583.87	134 211.33	
" 10 年 度	80 279.91	121 328.72	138 228.62	
" 11 年 度	108 166.64	116 364.16	123 652.19	
" 12 年 度	87 232.61	135 308.43	148 010.40	
" 13 年 度	96 481.50	143 447.02	154 635.65	
" 14 年 度	146 710.57	164 513.54	176 174.17	
" 15 年 度	123 326.91	188 576.09	204 410.83	
" 16 年 度	122 125.46	184 184.93	199 678.34	
" 17 年 度	128 944.35	178 827.93	204 033.70	一般収入のほか25周年記念事業資金収入を含む